

令和5年度介護保険事業者等の指導・監査について

1 基本方針

介護保険法第8条第14項及び第24項、第8条の2第12項及び第16項並びに第115条の4第1項に規定する事業の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、

- ①サービスの質の確保と向上が行われているか
- ②高齢者の尊厳の保持及び高齢者虐待防止法の趣旨が守られているか
- ③適正な介護報酬請求がなされているか

などの観点から、指導に重点をおいて実施する。

ただし、重大な法令違反、介護報酬の不正請求、不適切な介護サービス提供の疑いがある場合には、介護保険制度の信頼維持及び利用者保護の観点から、速やかに監査を実施するものとする。

2 市が実施する指導・監査の対象事業所

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 地域密着型通所介護
- (3) 認知症対応型通所介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護
- (5) 認知症対応型共同生活介護
- (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (8) 居宅介護支援
- (9) 介護予防支援事業者（地域包括支援センター）
- (10) 介護予防訪問介護相当サービス
- (11) 介護予防通所介護相当サービス

3 指導の形態

(1) 集団指導

新型コロナウイルス感染拡大の防止を徹底する取組の一環として、集団指導会場に多くの方が集まることで発生する感染リスクを避けるため、ホームページにより行う。

(2) 実地指導

サービス事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。

4 指導対象の選定

実地指導の対象事業所の選定に当たっては、原則3年に1回を目安として、「指導の重点事項」に基づき選定する。

ただし、「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」による第三者評価を定期的に受診している事業所等については、原則6年に1回を目安とする。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の事業者は、介護保険の外部評価をもって第三者評価とみなす）

※期間は目安であり、実施年度が前後することはあり得る。

5 指導担当者

「2 市が実施する指導・監査の対象事業所」のうち、	
(1) ～ (9)	2名以上の者をもって行い、うち1名は原則として係長級以上の職にある者を充てる。
(10)、(11)	1名以上の者をもって行う。

6 指導の重点事項等

(1) 介護サービスの質の確保と向上

- ①人員配置及び勤務体制の確保
- ②契約の締結、サービス内容及び手続きの説明、同意、掲示
- ③管理者その他職員の資質向上
- ④苦情、事故、感染症、食中毒、災害への対応

(2) 高齢者の尊厳の保持と利用者本意のサービス提供

- ①身体的拘束等の禁止徹底及び個人情報の保護
- ②高齢者虐待及び身体拘束の防止に向けた積極的な取り組み
- ③生活支援のためのアセスメントの実施と個別ケアの推進

(3) 適正な保険給付

- ①各種加算等の報酬基準に基づいた体制の確保と運営
- ②「ケアプラン」に基づくサービス提供の推進
- ③他職種との協働と適正な介護報酬の算定

7 監査の実施

通報・苦情・相談等に基づく情報、法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等の情報、実地指導や介護給付費適正化システムの分析等から確認した指定基準違反等がある場合などは速やかに監査を行う。

8 監査担当者

2名以上の者をもって行い、うち1名は原則として係長級以上の職にある者を充てる。

9 指導・監査後の処理

(1) 文書指摘

実地指導においてはその結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該サービス事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1ヶ月以内に改善報告等の提出を求める。

(2) 自主点検及び自主返還指示

実地指導において介護給付費等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認した時は、当該サービス事業者に対し当該指摘事項に関し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、介護給付費の返還の

必要がある場合は自主返還の指示を行う。

(3) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、「勧告、命令等」、「指定の効力の停止、指定の取消し」等の行政上の措置を行う。

10 令和5年度実地指導対象予定事業所

令和5年度実地指導については、1ヵ月程前に対象事業所へ実施の連絡をします。

※新型コロナウイルス感染症対策等の関係で延期・中止等の可能性もありますのでご承知置き下さい。